

滋賀県新商品の生産等による新事業分野開拓者認定制度実施要綱 (滋賀県新商品等パイオニア認定制度実施要綱)

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令第167条の2第1項第4号に規定する、新商品の生産または新役務の提供（以下「新商品の生産等」という。）により新たな事業分野の開拓を図る者（以下「新商品生産等による新事業分野開拓者」という。）の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「新商品等」とは、次の各号のいずれにも適合するものとする。

- (1) 既に企業化されている商品もしくは役務とは通常取引においてもしくは社会通念上別個の範疇に属するものまたは既に企業化されている商品もしくは役務と同一の範疇に属するものであっても既存の商品もしくは役務とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められるもの
- (2) 事業活動にかかる技術の高度化もしくは経営の能率の向上または住民生活の利便の増進に寄与すると認められるもの

(対象者)

第3条 対象者は、新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を実施しようとする中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者のうち県内に主たる事務所（会社の場合は本店として登記された事務所をいう。以下同じ。）を有し、前条に定める新商品等のうち県での使用が見込まれる商品（医薬品を除く）を生産する者または役務を提供する者とする。

(申請)

第4条 前条の対象者が、新商品生産等による新事業分野開拓者の認定を受けようとするときは、新事業分野開拓の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）に係る認定申請書（別記様式第1号）を知事に提出するものとする。

(認定)

第5条 知事は、前条の認定申請書が提出されたときは、滋賀県新商品の生産等による新事業分野開拓者認定審査会（以下「審査会」という。）を開催し、その審査結果を参考にして認定を行うものとする。

2 知事は、前項により対象者を認定したときは、新商品生産等による新事業分野開拓者認定書（別記様式第2号）を交付するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、知事は、次のいずれかに該当するときは認定しないものとする。

- (1) 実施計画が関係法令に違反しているまたはその恐れがあることが明らかとなるとき
- (2) 実施計画が公序良俗に反するまたはその恐れがあることが明らかとなるとき
- (3) 事業者による審査会の委員への不正行為目的の接触が判明したとき
- (4) 自己または自社もしくは自社の役員等が、次に掲げるいずれかに該当するものであるとき
ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 上記(ア)から(カ)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

(5) (4)の(ア)から(カ)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人であるとき

4 審査会における審査基準等、必要な事項は別に定める。

(認定期間)

第6条 前条第1項に規定する認定の有効期間は、認定した日から起算して2年を経過した日までとする。

2 前条第1項の認定を受けた者(以下、「認定事業者」という。)が、前項の期間満了後においても引き続き認定を希望する場合は、第4条に定める申請を再度行うものとする。

(変更の届出)

第7条 認定事業者は、認定された実施計画のうち、次に掲げる事項について変更が生じた場合、変更が生じた日から30日以内に知事に変更にかかる認定申請書(別記様式第3号)を提出しなければならない。ただし、実施に必要な資金の額の変更については、20パーセント以内の軽微な変更は除く。

(1) 新商品の生産等の目標

(2) 新商品等の内容

(3) 新商品の生産等の実施時期

(4) 新商品の生産等の実施方法ならびに実施に必要な資金の額およびその調達方法

2 知事は、前項の変更認定申請書が提出されたときは、変更後の内容が認定要件に適合するかどうかを確認するものとする。

3 確認に際し必要と認められる場合は、変更内容を審査するための審査会を開催し、認定審査を再度行うものとする。

(認定の取り消し)

第8条 知事は、認定事業者が次のいずれかに該当すると認めた場合は、認定を取り消すことができるものとする。

(1) 認定事業者が実施計画に従って事業を実施していないと認められるとき

(2) 第2条、第3条に規定の認定基準に適合しなくなったと認められるとき

(3) 認定事業者に重大な法令違反等不正な行為があったと認められるとき

(4) 審査会の委員への不正行為目的の接触が判明したとき

(5) 自己または自社もしくは自社の役員等が、次に掲げるいずれかに該当する者であるとき

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以

下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。

イ 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 上記(ア)から(カ)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

(6) (5)の(ア)から(カ)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人であるとき

2 前項の規定による認定の取り消しにより損失が生じた場合は、認定事業者がその責めを負うものとする。

(認定後の事務等)

第9条 商工観光労働部中小企業支援課は、認定事業者が生産または提供する新商品等の利用が促進されるよう、認定事業者と新商品等を公表するものとする。

2 県は、物品または役務を調達する場合、認定事業者が生産または提供する新商品等が、必要とする品質・性能、数量等の条件に適合するときは、予算の範囲内において認定事業者が生産または提供する新商品等の購入に努めるものとする。

(報告等)

第10条 知事は、必要があると認められる場合は、認定事業者に対し、認定商品等にかかる報告を求めることができるものとする。

2 認定事業者は、実施計画にかかる事業を中止したときは、知事に届け出なければならない。

(庶務)

第11条 認定に関する事務等については、商工観光労働部中小企業支援課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

1 この要綱は、平成17年10月1日より施行する。

附則

1 この要綱は、平成23年12月15日より施行する。

附則

1 この要綱は、平成25年6月6日より施行する。

附則

1 この要綱は、平成29年10月1日より施行する。

附則

1 この要綱は、令和2年10月9日より施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和３年８月４日より施行する。

新商品生産等による新事業分野開拓者認定申請書

令和 年 月 日

滋賀県知事 三日月 大造 あて

[申請者名等]

所 在 地 :
商号または名称 :
代表者職・氏名 :
発行責任者・担当者氏名 :
電 話 番 号 :

次のとおり新商品生産等による新事業分野開拓者として認定を受けたいので申請します。

(添付書類)

①登記事項証明書（写し）

※法人のみ提出してください。なお、提出時に発行後3カ月を経過していないものに限りします。

②直近2年分の財務諸表（貸借対照表および損益計算書）

③暴力団に該当しない旨の誓約書（別紙1－1）

④役員名簿（法人または団体の場合）

⑤滋賀県税に関する誓約書兼調査に関する同意書（別紙1－2）

⑥新商品等に関するパンフレットまたは写真

※ 留意事項

- ・ 申請された商品については、「滋賀県新商品の生産等による新事業分野開拓者認定審査会」で審査します。
- ・ 提出された書類については、返却いたしません。
- ・ 提出された書類については、他の目的に使用いたしません。

新商品生産等による新事業分野開拓の実施計画

1 申請者の概要

電 話 番 号	()	—
F A X 番 号	()	—
U R L	http://	
E - m a i l		
設 立 年 月 日	年	月 日
資 本 金	千円	
年 商	千円	
従 業 員 数	常用	名
	臨時	名
事 業 内 容		
本件の担当者	担 当 部 署 名	
	担当者職・氏名	
	担当者連絡先	() —

2 新商品等の概要

(1) 新商品・新役務の内容および生産等の実施時期等

(新商品 ・ 新役務) ←どちらかに○

新商品等の名称	
型 式 等	
販 売 価 格	円
販 売 開 始 時 期	年 月 から
具 体 的 内 容	※申請する新商品等の内容、機能、体裁、特徴等について、可能な限り詳しくご記入下さい。
新 規 性 等 の 内 容	※申請する新商品等の新規性、先進性、独自性をご記入下さい。

技 術 的 優 位 性	(技術力) ※申請する新商品等の技術的優位性をご記入下さい。また、当該商品等の第三者からの評価実績があれば併せて記入下さい。 (知的財産権の取得状況) ※申請する新商品等の特許権の取得・出願状況についてご記入下さい。			
認 定 等 の 状 況 ※申請する新商品等が、 国、県等の認定や補助、 表彰等を受けている場 合は、その種類と時期を 記入下さい。	認定・補助の名称			
	認定・支援機関名			
	認定・補助の時期			
	認定・補助の名称			
	認定・支援機関名			
	認定・補助の時期			
今後３年の生産等の 目標及び実施時期	決 算 期	年 月 期	年 月 期	年 月 期
	生産等 数量			
	生産等 額	千円	千円	千円
生産等の実施方法	①自社生産、共同生産、委託生産の別			
	②資材部品等の調達の概要			
	③生産等に必要な機械設備の概要			
	④生産等の実施場所			
	⑤その他			
県の機関における 使用方法の提案	想定される分野 ※該当するものに○を付 けて下さい。	☐ 県全体 ☐ 福祉分野 ☐ 環境分野 ☐ 農林分野 ☐ 商工分野 ☐ 土木分野 ☐ 教育分野 ☐ その他 ()		
	具体的な使用方法			

(2) 今後3年間の新商品の生産等に必要な資金およびその調達方法

区分	年 月 期	年 月 期	年 月 期	備 考
《必要な資金の額 (内訳)》				(単位：千円)
①原材料費				
②機械装置費・工具器具費				
③外注加工費				
④技術指導受入費				
⑤直接人件費				
⑥市場調査・広報宣伝費				
⑦その他の経費				
合計 (A)				
《必要な資金の調達方法 (内訳)》				(単位：千円)
①自己資金				
②借入金				
③投資				
④補助金・助成金				
⑤その他				
合計 (B)				

【記載要領】

- 1 合計AとBの額は、一致します。
- 2 備考欄について、資金調達方法のうち、「③投資」についてはその機関の名称を、「④補助金・助成金」については具体的な補助事業名を記入して下さい（予定の場合を含みます）。

暴力団に該当しない旨の誓約書

私は、滋賀県が滋賀県暴力団排除条例の趣旨にのっとり、県の事務または事業から暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を排除していることを承知した上で、下記の事項について誓約します。

なお、滋賀県が必要と認める場合は、本誓約書を滋賀県警察本部に提供することに同意します。

記

- 1 私または自社もしくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当 に利用するなどしている者
- 2 1 の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。

令和 年 月 日

滋賀県知事 三日月 大造 様

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所 _____

〔法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名〕

(ふりがな)

氏 名 _____

令和 年度 滋賀県新商品の生産等による新事業分野開拓認定申請に係る
滋賀県税に関する誓約書 兼 調査に関する同意書

令和 年 月 日

(宛名)

滋賀県知事 三日月大造 宛て

【申請者】

住 所 (法人本社所在地)	【個人で注意事項に該当する場合】
フリガナ	
氏 名 (法 人 名)	
電 話 番 号	

【誓約および同意する事項】(以下の内容を読んで、□に必ずチェックを入れてください。)

□1 申請者は、以下のことを誓約します。

(1) 滋賀県税(個人県民税および地方消費税を除く。)およびこれに付随する延滞金等に滞納がないこと。

(2) 上記(1)が事実と相違し、申請が拒否されても異議のないこと。

□2 申請者は、以下のことに同意します。

上記1(1)の確認のため、全ての滋賀県税(個人県民税および地方消費税を除く。)およびこれに付随する延滞金等の納付または納入の状況に関して、滋賀県の税務担当職員が滋賀県新商品の生産等による新事業分野開拓者認定制度審査に関わる職員に対して、滋賀県税の完納情報の提供を行うこと。

【注意事項】

*法人の場合

法人登記簿に記載の本社所在地、法人名称を御記入ください。

*個人の場合

確定申告に記載している事業所の住所が、住民票の住所と異なる場合は、両方御記入ください。

*この同意書が提出された時点で滋賀県税を納付書等により完納していたとしても、完納が確認できるまでに、1週間から4週間程度の時間差が生じる場合がありますので、御了承ください。

新商品生産等による新事業分野開拓者認定書

認定番号第 号

事業者名	
認定期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

上記のとおり、新商品生産等による新事業分野開拓者として認定します。
なお、新事業分野の開拓を図る新商品等は、次のとおりとします。

商品または役務の名称	
型式等	

令和 年（ 年） 月 日

滋賀県知事 ○○ ○○

実施計画変更にかかる認定申請書

令和 年（ 年） 月 日

滋賀県知事 三日月 大造 あて

[申請者名等]

所在地：〒

社 名：

代表者：

担当者：(部 署)

(氏 名)

連絡先：(電 話)

(FAX)

(E-mail)

令和 年（ 年） 月 日付けで認定を受けた新商品生産等による新事業分野開拓の実施計画について、下記のとおり変更したいので、新商品等認定制度実施要綱第7条の規定により、認定を申請します。

記

1 変更事項

2 変更内容

※変更前と変更後を対比して記載してください。